

港区国民健康保険条例改正の趣旨と内容

1 改正の趣旨

令和8年2月12日に開催された特別区長会において、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令等の一部改正が行われたことを踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 国民健康保険料率等の改正
- (2) 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

2 改正のポイント

(1) 国民健康保険料率等の改正

・子ども・子育て支援納付金の新設

18歳～74歳の1人当たりの平均保険料

・保険料の負担抑制

40歳～64歳の1人当たり平均保険料 本来 249,384円 → 負担抑制後 238,046円

上記以外の1人当たり平均保険料 本来 199,690円 → 負担抑制後 190,256円

(2) 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

5割軽減の被保険者数に乗ずる金額 改正前 305,000円 → 改正後 310,000円

2割軽減の被保険者数に乗ずる金額 改正前 560,000円 → 改正後 570,000円

3 主な改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第15条 の4 1号	基礎賦課額の 保険料率	基礎分（医療分）の保険料率を次のとおり改正します。 所得割（旧ただし書所得に対して乗じる料率） 「100分の7.71」 → 「100分の7.51」 所得割の賦課割合 「100分の64」 → 「100分の65」 均等割（世帯員に均等に賦課する金額） 「47,300円」 → 「47,600円」 均等割の賦課割合 「100分の36」 → 「100分の35」
第15条 の8	基礎賦課限度 額	基礎賦課の限度額を次のとおり改正します。 「66万円」 → 「67万円」
第15条 の12	後期高齢者支 援金等賦課額 の保険料率	後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100分の2.69」 → 「100分の2.80」 均等割 「16,800円」 → 「17,600円」

第 16 条 の 4	介護納付金賦課額の保険料率	介護納付金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100 分の 2.25」 → 「100 分の 2.43」 均等割 「16,600 円」 → 「17,800 円」
第 16 条 の 7	子ども・子育て支援納付金保険料率	子ども・子育て支援納付金を次のとおり新設します。 所得割 「100 分の 0.27」 所得割の賦課割合 「100 分の 65」 均等割 「1,800 円」 均等割額の賦課割合 「100 分の 35」 18 歳以上被保険者均等割 「73 円」
第 16 条 の 10	子ども・子育て支援納付金賦課限度額	子ども・子育て支援納付金賦課限度額を次の通り新設します。 「3 万円」
第 19 条 の 2	低所得者の保険料の減額	保険料均等割額の 7 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「33,110 円」 → 「33,320 円」 後期高齢者支援金分 「11,760 円」 → 「12,320 円」 介護納付金分 「11,620 円」 → 「12,460 円」 子ども・子育て支援納付金分 「1,260 円」 18 歳以上被保険者 「52 円」 5 割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数」 以下 → 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 31 万円 × 被保険者数」 以下 保険料均等割額の 5 割軽減額を次のとおり改正します。 基礎分（医療分） 「23,650 円」 → 「23,800 円」 後期高齢者支援金分 「8,400 円」 → 「8,800 円」 介護納付金分 「8,300 円」 → 「8,900 円」 子ども・子育て支援納付金分 「900 円」 18 歳以上被保険者 「37 円」

		<p>2割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次のとおり改正します。</p> <p>「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 56 万円 × 被保険者数」以下 → 「基礎控除額 43 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 57 万円 × 被保険者数」以下</p> <p>保険料均等割額の 2 割軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>基礎分 (医療分) 「9,460 円」 → 「9,520 円」 後期高齢者支援金分 「3,360 円」 → 「3,520 円」 介護納付金分 「3,320 円」 → 「3,560 円」 子ども・子育て支援納付金分 「360 円」 18 歳以上被保険者 「15 円」</p>
第 19 条 の 4	未就学児の被 保険者均等割 額の軽減	<p>被保険者に係る基礎分 (医療分) の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>7 割軽減世帯 「7,095 円」 → 「7,140 円」 5 割軽減世帯 「11,825 円」 → 「11,900 円」 2 割軽減世帯 「18,920 円」 → 「19,040 円」 上記以外の世帯 「23,650 円」 → 「23,800 円」</p> <p>被保険者に係る後期高齢者支援金分の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>7 割軽減世帯 「2,520 円」 → 「2,640 円」 5 割軽減世帯 「4,200 円」 → 「4,400 円」 2 割軽減世帯 「6,720 円」 → 「7,040 円」 上記以外の世帯 「8,400 円」 → 「8,800 円」</p> <p>被保険者に係る子ども・子育て支援納付金分の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>7 割軽減世帯 「270 円」 5 割軽減世帯 「450 円」 2 割軽減世帯 「720 円」 上記以外の世帯 「900 円」</p>
付則	施行期日	1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。